

○音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例施行規則

令和 2 年 3 月 1 9 日

津山市規則第 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例（平成 1 7 年津山市条例第 1 2 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用申請)

第 2 条 条例第 8 条第 1 項の規定により音楽文化ホール・ベルフォーレ津山（以下「ホール」という。）の利用許可を受けようとする者は、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。許可を受けた事項又は内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書の受付は、利用日の属する月の 1 1 箇月前（条例第 1 1 条の規定による利用料金の免除又は減額を受けようとする場合にあっては、6 箇月前）の月の初日（その日が休館日のときは、その日後において最も近い開館日とする。次項において同じ。）からとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、リハーサル室、楽屋、控室、ホワイエ又は 5 階ラウンジのみを利用しようとする場合の申請書の受付は、利用日の属する月の 3 箇月前の月の初日からとする。

(利用許可)

第 3 条 市長は、ホールの利用を許可したときは、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用許可書を申請者に交付するものとする。

(利用許可の順位)

第 4 条 利用許可の順位は、申請順によるものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第 5 条 ホールを連続して利用できる期間は、6 日とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第 6 条 条例第 1 1 条の規定による利用料金の免除又は減額は、次の各号に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）、保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）及び認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）（以下この号において「学校等」という。）が単独又は共同で主催する芸術文化活動（市内の学校等が市外の学校等と共同で主催する場合を含む。）にホールを利用する場合 免除

(2) 市内に住所を有する義務教育の終了前の子ども、その指導者その他当該子どもの健全育成を図る活動を支援する者等で構成する団体（以下この号において「団体」という。）が単独又は他の団体と共同で主催する芸術文化活動（市内の団体が市外の団体と共同で主催する場合を含む。）にホール（リハーサル室、楽屋及び控室を除く。）を利用する場合（当該芸術文化活動の講演当日の利用に限る。） 5割減額（冷暖房料を除く。）

2 前項の利用料金の免除又は減額を受けようとする者は、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用料金減免申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（利用時間の解釈及び延長）

第7条 利用時間は、実際に利用する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

2 ホールの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始した後においては利用時間を延長することができない。ただし、市長が特に認めた場合で、延長する利用時間に係る利用料金が納付されたときは、この限りでない。

（利用許可の取消し）

第8条 利用者は、ホールの利用許可の取消しの承認を受けようとするときは、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用許可取消申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第9条 条例第12条ただし書の規定により、既納の利用料金を還付することができる特別の事由及びその額は、次に定めるところによる。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない事由により、ホールを利用することができなくなった場合 全額

(2) 利用者が利用開始日の90日（リハーサル室については、30日）前までに、利用許可の取消しの承認を受けた場合 5割に相当する額

2 前項の利用料金の還付を受けようとする者は、音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用料金還付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（遵守事項）

第10条 ホールの利用者及び入場者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして募金その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 許可なくして物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為（非営利行為を含む。）をしないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱、扉等に貼紙をし、又は立看板等を取り付けないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 前各号のほか職員の指示する事項

2 利用者は、前項に規定することのほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 利用する施設の定員を超えて入場させないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に努めること。
- (3) 入場者に前項に規定する事項を遵守させること。

（毀損等の届出）

第11条 ホールの施設、設備又は器具を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その旨を直ちに市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第12条 条例第3条の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下この条において「指定管理者」という。）にホールの管理を行わせる場合における第2条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とし、様式第1号から様式第4号までの様式中「津山市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（施設等の利用時間）

第13条 条例別表第2に掲げる設備及び器具の利用時間は、午前（9時から12時まで）、午後（13時から17時まで）及び夜間（18時から22時まで）を単位とする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山条例施行規則

様式第1号(第2条関係)

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用許可申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所
主 催 者
代表者氏名
電 話 番 号

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山の利用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行事等の 名 称							
利用の目的			共催 後援	団体名			
利用日時	年	月	日(曜日)	日(曜日)	時	分	分から 分まで 時間
ホールの 利 用	区 分	準 備	ホールリハーサル	開 場	開 演	閉 演	終 了
	1回()	時 分~	時 分~ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	2回()	時 分~	時 分~ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
	3回()	時 分~	時 分~ 時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
その他の 施設の利用	利 用 施 設	利 用 時 間		冷暖房設備利用の有無			
	リハーサル室	時 分~	時 分	有 ・ 無			
	楽 屋 1	時 分~	時 分	有 ・ 無			
	楽 屋 2	時 分~	時 分	有 ・ 無			
	楽 屋 3	時 分~	時 分	有 ・ 無			
	楽 屋 4	時 分~	時 分	有 ・ 無			
控 室	時 分~	時 分	有 ・ 無				
そ の 他	親子室		託児室	チケット売場			
利用する 設備・器具							
持込器具				利用責任者	氏 名		
特別の設備	有(別紙)・無	物 品 販 売	有・無	電話番号			
入場予定 人	約 人(※席数は600席)		指定席 ・ 一部指定席 ・ 自由席				
入場料等	無 料 ・ 整 理 券 ・ 有 料 () 発売日 月 日から 発売所 ()						
許可条件	(この欄は記入しないこと。)						

※ 利用料金明細(この欄は記入しないこと。)

区 分	基本料 A	準備, リ ハーサル B	付帯施設 C	設備器具 D	冷 暖 房 E	利用料金納付額 A+B+C+D+E (10円未満端数切捨て)	領 収 日 及 び 領 収 番 号
利用料金	円	円	円	円	円	円	年 月 日 第 号
追 加 利用料金	円	円	円	円	円	円	年 月 日 第 号
許 可 年 月 日 第 号							

様式第2号（第6条関係）

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用料金減免申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 団 体 名

代表者職及び氏名

電 話 番 号

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山の利用料金の減免について、次のとおり申請します。

許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)	時 分から	
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
利用施設	ホール・リハーサル室・楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・控室		
利用設備器具			
減免申請額	円		
申請の理由			

様式第3号（第8条関係）

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用許可取消申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所

主 催 者

代表者氏名

電 話 番 号

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山の利用許可の取消しについて、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行事等の名称			
利用許可日時	年 月 日(曜日)	時 分から	
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
利用許可施設	ホール・リハーサル室・楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・控室		
取消しの理由			

注：利用許可書を添付してください。

様式第4号（第9条関係）

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山利用料金還付申請書

年 月 日

津山市長 殿

申請者 住 所

主 催 者

代表者氏名

電 話 番 号

音楽文化ホール・ベルフォーレ津山の利用料金について、次のとおり還付を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	第 号
行 事 等 の 名 称			
利 用 許 可 日 時	年 月 日(曜日)	時 分から	
	年 月 日(曜日)	時 分まで	
利 用 許 可 施 設	ホール・リハーサル室・楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・控室		
利 用 取 消 施 設	ホール・リハーサル室・楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・控室		
既 納 の 利 用 料 金	円	還 付 申 請 額	円
申 請 の 理 由			

注：既納の利用料金に係る領収書を添付してください。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第9条関係）